

-----  
**規 則**  
-----

高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第 号**

**高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則**

高知県旅館業法施行細則（平成 5 年高知県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 8 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書」  
を

「 8 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

9 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面」

に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「第 3 条第 2 項第 7 号」を「第 3 条第 2 項第 7 号又は第 8 号」に、「写し」を「写し並びにその業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面」に改める。

別記第 4 号様式中

「 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、相続人全員の同意書」  
を

「 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、相続人全員の同意書

3 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面」

に改める。

別記第 5 号様式中「戸籍記載事項証明書」を「戸籍記載事項証明書並びに変更後の営業者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面」に、「及び総会又は理事会の議事

録の写し」を「及び総会又は理事会の議事録の写し並びに登記事項証明書」に、「は総会又は理事会の議事録の写し及び登記事項証明書並びに法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面」に改める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則